

## 日本国際地域開発学会役員選挙に関する細則

1. 日本国際地域開発学会（以下、本学会という）は、本学会会則第 22 条に基づいて会則第 10 条にかかる日本国際地域開発学会役員選挙に関する細則（以下、本会則という）を設ける。
2. 会長は、常任理事会に諮って次期の理事の選考のための選挙管理委員会を設置する。
  - 2) 選挙管理委員会は、本学会の事務局、企画担当理事等の若干名で構成し、企画担当理事が委員長を務める。
3. 選挙管理委員会は、通常会員(学生会員は除く)の中から理事 20 名を選出するため、通常会員(学生会員は除く)による投票を実施する。
  - 2) 投票は、選挙管理委員会が作成した所定の投票用紙により、郵送もしくはオンラインで実施する。
  - 3) 通常会員(学生会員は除く)は、被選挙人名簿から理事候補者 10 名を連記するものとする。なお、10 名未満の投票は有効とし、11 名以上連記した投票は無効とする。
  - 4) 選挙管理委員会は速やかに開票を完了し、その合計得票数の上位 20 名を理事候補者として選出し、会長に報告する。なお、会員の投票内容については、公開しない。
  - 5) 会長は、選任された 20 名の理事候補者に通知し、候補者となることについて承諾を得なければならない。承諾が得られない候補者がいたときは、20 名に達するまで順次得票順に繰り上げ、それぞれ本人の承諾を得なければならない。
  - 6) 得票同数により最下位で選出される者が 2 名以上いる場合には、本学会入会期間が長い者に決定する。
4. 会長は、前条第 2 項によって選出された理事候補者を速やかに招集し、その理事候補者をもって、次期会長・副会長・常任理事・推薦理事・監事候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）を構成する。
  - 2) 選考委員会の定足数は、前項に基づき招集された理事候補者の過半数とする。
  - 3) 選考委員会は会長・副会長・常任理事を選出するために議長を互選する。ただし、議長が選出されるまでは、会長が仮の議長を務めるものとする。
  - 4) 選考委員会は会長・副会長を互選する。
  - 5) 会長候補者は推薦理事候補者 5 名以内、監事候補者 2 名、常任理事候補者の選任において議長を務める。
  - 6) 選考委員会は会長候補者、副会長候補者、理事候補者(含む、常任理事候補者および推薦理事候補者)、監事候補者を会長に報告しなければならない。

5. 会長は、前条第 6 項の役員候補者を総会に提案し、その承認を得なければならない。
  - 2) 総会における役員候補者の承認は、出席通常会員(学生会員を除く)の過半数の賛成を得なければならない。
  
6. 総会における選挙の業務は、本学会の事務局がこれにあたる。
  
7. 本細則は、2021 年 11 月 27 日より施行する。